●下水道排除基準（下水道法・条例）

		測定項目	特定事業場		非特定事業場
			排　水　量	排　水　量	
			50m3/日以上	50m3/日未満	※4
健康項目	1	カドミウム及びその化合物	≦0．03	≦0．03	≦0．03
	2	シアン化合物	≦1	≦1	≦1
	3	有機燐化合物	≦1	≦1	≦1
	4	鉛及びその化合物	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	5	六価クロム化合物	≦0．2	≦0．2	≦0．2
	6	砒素及びその化合物	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	≦0．005	≦0．005	≦0．005
	8	アルキル水銀化合物※3	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル	≦0．003	≦0．003	≦0．003
	10	トリクロロエチレン	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	11	テトラクロロエチレン	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	12	ジクロロメタン	≦0．2	≦0．2	≦0．2
	13	四塩化炭素	≦0．02	≦0．02	≦0．02
	14	1．2ジクロロエタン	≦0．04	≦0．04	≦0．04
	15	1．1ジクロロエチレン	≦1	≦1	≦1
	16	シス1.2ジクロロエチレン	≦0．4	≦0．4	≦0．4
	17	1．1．1トリクロロエタン	≦3	≦3	≦3
	18	1．1．2トリクロロエタン	≦0．06	≦0．06	≦0．06
	19	1．3ジクロロプロペン	≦0．02	≦0．02	≦0．02
	20	チウラム	≦0．06	≦0．06	≦0．06
	21	シマジン	≦0．03	≦0．03	≦0．03
	22	チオベンカルブ	≦0．2	≦0．2	≦0．2
	23	ベンゼン	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	24	セレン及びその化合物	≦0．1	≦0．1	≦0．1
	25	ほう素及びその化合物	≦10	≦10	≦10
	26	ふっ素及びその化合物	≦8	≦8	≦8
	27	ダイオキシン類	≦10	≦10	≦10
	28	1.4ジオキサン	≦0．5	≦0．5	≦0．5
処理困難項目	29	フェノール類	≦5	≦5	≦5
	30	銅及びその化合物	≦3	≦3	≦3
	31	亜鉛及びその化合物	≦2	≦2	≦2
	32	鉄及びその化合物（溶解性鉄）	≦10	≦10	≦10
	33	マンガン及びその化合物（溶解性）	≦10	≦10	≦10
	34	クロム及びその化合物	≦2	≦2	≦2
生活環境項目	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	＜380		＜380
	36	水素イオン濃度	5＜，＜9		5＜，＜9
	37	生物化学的酸素要求量	＜600		＜600
	38	浮遊物質量	＜600		＜600
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
		イ　鉱油類含有量	≦5		≦5
		ロ　動植物油脂含有量	≦30		≦30
	40	窒素	＜240		＜240
	41	りん	＜32		＜32
	42	温度	＜45		＜45
	43	よう素消費量	＜220		＜220

※1 [redacted]は直罰対象（指導や命令等を経ずに直ちに罰則適用）の排除基準です。この数値を超えるおそれがある場合には、水質の改善（改善命令）や公共下水道への下水排除一時停止を命じられる場合があります。また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。

※2 単位は水素イオン濃度はなし。温度は（℃）、ダイオキシン類は（pg-TEQ／L）、他はすべて（mg／L）。

※3 検出されないこととは検出下限値(<0.0005mg/L)以下のことである。

※4 日排水量50m3未満は生活環境項目について適用除外。

※5 基準は、下水道法第12条、第12条の2、第12条の11、久留米市下水道条例第7条、第7条の3、第7条の4よ